

令和7年度 東京都立小松川高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和7年7月4日

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめをさせない。
- (2) いじめを許さない。
- (3) いじめの疑いには学校組織全体で取り組む。
- (4) いじめの防止・対策に学校と保護者、地域、関係機関の連携を図る。

2 学校及び教職員の責務

保護者、地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を組織的に実行的行うために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対処等
- いじめへの組織的な対応

ウ 会議

原則として、毎月開催する。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、養護教諭、生活指導部1名、1学年1名、2学年1名、3学年1名、
スクールカウンセラー（以上 教育相談連絡会メンバー）

生活指導部主任、教務部主任、学年主任、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動の早期解決
- 学校いじめ対策委員会の支援

○学校、保護者、地域住民、関係機関が連携した学校へのサポート体制の確立
ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務部主任、進路指導部主任、生活指導部主任、各学年主任、生活指導部1名、養護教諭、地域関係機関の代表、地域住民代表、保護者代表

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。

ア HR等の充実により、いじめを傍観せず、互いの個性を理解し、望ましい人間関係を構築し、いじめをしない気持ちの調整ができる自律性を高める。

イ 行事を通してコミュニケーション能力を高め、自他の良さを認める姿勢を養う。

ウ ルールやマナーを守り互いを尊重する態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。

エ 部活動において、仲間との絆を深め、居場所をつくり、集団の一員としての自信や自覚をもたせる。

オ 情報等の授業を活用し、情報モラルを高める指導を行う。

カ いじめに関する授業を年3回実施し、多様性を認め合う態度を育成する。

(2) 早期発見のための取組

初期段階のいじめを察知し共有する。

ア いじめのアンケートを年3回実施する。

イ SOSの出し方に関する授業を年間1回以上実施し、生徒が、現在起きている危機的状況や今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動ができるようにする。

ウ 担任による全生徒との個人面接を毎年定期的に実施する。

エ スクールカウンセラーによる1年生全員との個人面接を1学期に実施する。

オ 生徒と教職員との信頼関係を構築し、生徒が教職員に安心して相談できるような雰囲気をつくる。

カ HRや授業等における生徒観察を徹底し、生徒の変化を機敏に捉える。

キ 生徒に関する情報を教職員間で共有化する。

(3) 早期対応のための取組

いじめを解消し、関係生徒が安心して生活できるようにする。

ア いじめやいじめが疑われる場合には、確実に管理職に報告する。

イ 学校いじめ対策委員会で、事実の確認と対応方針の検討を行い、全教職員で共有し対応する。

ウ 被害生徒及び関係する生徒の安全を確保し、スクールカウンセラーと協力しながら心理的なケアを行う。

エ 加害の生徒に対する指導等に当たる生活指導部及び担任等は、その進捗状況を学校いじめ対策委員会に報告し、組織的な支援・指導を行う。

オ 対応記録をすべての教職員が確認できる方法でファイリング（電子可）する。

カ 状況に応じて、警察や児童相談所など外部機関と連携する。

（４）重大事態等への対処

問題を明らかにし、いじめの再発を防ぐ。

ア 生徒、保護者の申し立て等によりいじめの重大事態の疑いを認知した際は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月 文部科学省）」及び「いじめ総合対策第３次（令和７年６月 東京都教育委員会）」に基づき、直ちに学校いじめ対策委員会を開催する。

イ 学校いじめ対策委員会において、事実の確認と対応方針の検討を行い、全教職員で共有し、対応する。

ウ 学校いじめ対策委員会において、スクールカウンセラーの活用計画を立案し、関係生徒への適切な指導と心理的ケアを行う

エ 学校いじめ対策委員会において、加害の子供に対する指導等を検討し、心理的ケアについても合わせて行う。指導に当たる生活指導部及び担任等は進捗状況について、学校いじめ対策委員会に報告する。

オ 保護者と指導方針を共有し、生徒の安全の確保と支援を行う。

カ 東京都教育委員会、警察、児童相談所などと連携し、問題の解決と生徒への支援を行う。

キ 再発防止研修、校内体制の見直しにより、再発の防止を図る。

５ 教職員研修計画

教職員の意識向上と組織的対応力の向上を図る。

（１）学校いじめ対策委員会が中心となり、校内研修を計画する。

（２）学校いじめ対策委員会は、年３回校内研修を実施する。

６ 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）学校便りや保護者会を活用し、学校と家庭の連携の重要性や学校と保護者の役割等について共有する。

（２）保護者が保健室やスクールカウンセラーに相談をしやすい体制をつくる。

７ 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）警察・児童相談所等との日常的な情報交換を密にする。

（２）警察への通報の在り方を警察と事前に相談しておく。

（３）地域人材の把握と活用による取組の計画を作成する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒・保護者がいじめの有無について回答しやすい質問等を検討する。
- (2) いじめの未然防止につながる生徒の精神的な状況を把握できる質問等を検討する。
- (3) 評価結果をもとに学校いじめ対策委員会はいじめの有無を確認するとともに生徒の精神的な課題を把握し、今後の指導の在り方を検討し、全教職員に共有する。